

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

コンテナ固縛設備の承認

改正対象

鋼船規則 B 編，C 編及び CS 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正理由

船舶の安全運航並びに貨物及び人員の保護の観点から，コンテナ貨物を適切に固定することは不可欠であり，船体構造や固縛設備の強度に配慮する必要がある。

現状，当該設備の承認については，加盟船級協会ごとに独自の要件が定められ運用されている。IACS では，関連する要件の水準を明確にすることを目的として，取扱いの統一化を図るため，各船級協会の要求事項を調査し，承認の対象とすべき図面及び製品に対する試験に関する要件の整備を行った。その結果，2024 年 5 月に統一規則 UR C7 として採択された。

今般，IACS 統一規則 C7 に基づき，関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 国際航海に従事するコンテナ運搬船に対し，承認が必要な図面に関する要件を規定する。
- (2) 製造中登録検査及び定期的検査時に，承認又は確認が必要な図面及び図書を規定する。
- (3) 船用材料・機器等の承認及び認定要領において，固縛用金物の構造図面に記載する情報を改める。

施行及び適用

- (1) 鋼船規則 B 編，C 編及び CS 編
2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶（全面改正される前の C 編適用船も含む）に適用
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領
2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶（全面改正される前の C 編適用船も含む）に搭載される固縛用金物に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は，その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DH24-09

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.4 船舶に保持すべき図面及び書類 製造中登録検査の完了に際しては、次の (1) から (7) に掲げる図面及び書類のうち該当するものを船舶に備えなければならない。ただし、これらの図面及び書類を二重に保持することを要しない。 (1) 表 B2.1 及び表 B2.2 に掲げる保持用完成図書 (以下、省略)	鋼船規則 B 編 船級検査 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.4 船舶に保持すべき図面及び書類 製造中登録検査の完了に際しては、次の (1) から (7) に掲げる図面及び書類のうち該当するものを船舶に備えなければならない。ただし、これらの図面及び書類を二重に保持することを要しない。 (1) 表 B2.1 及び表 B2.2 に掲げる保持用完成図書 (以下、省略)	

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新		旧				備考	
表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（抜粋）							
図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の 適用を受ける船舶
104 固定式及び非固定式コンテナ固縛用金物の図面	(1) 規則 C 編 2-1 編 14.2 が適用される船舶に限る。	○			○*2		
105 固定式コンテナ固縛用金物の配置図	(1) 規則 C 編 2-1 編 14.2 が適用される船舶に限る。	○			○*2		
106 コンテナ支持構造物の図面	(1) 規則 C 編 2-1 編 14.2 が適用される船舶に限る。	○			○		
107 貨物安全アクセス図	(1) 規則 C 編 2-1 編 14.2 が適用される船舶に限る。	○			○*2		
108 コンテナ積付図	(1) 規則 C 編 2-1 編 14.2 が適用される船舶に限る。	○			○*2		
109 コンテナ固縛図	(1) 規則 C 編 2-1 編 14.2 が適用される船舶に限る。	○			○*2		
注							
*1：国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。							
*2：本会の承認印を押印したもの又はその写し							

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
3 章 年次検査 3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査 3.2.1 書類及び図書の確認* -1. 年次検査では，表 B3.1 に掲げる書類及び図書について，それらの管理状況を確認する。	3 章 年次検査 3.2 船体，艀装，消火設備及び備品の年次検査 3.2.1 書類及び図書の確認* -1. 年次検査では，表 B3.1 に掲げる書類及び図書について，それらの管理状況を確認する。	

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
(1～5 は省略)	
6 貨物固縛マニュアル	(1) <u>1.2.2</u> の規定が適用される船舶に対し，本船上に保管されていることを確認する。
(7～17 は省略)	

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 2-1 編 コンテナ運搬船 14 章 艤装 14.2 コンテナ固縛設備 <u>14.2.1 適用</u> <u>14.2.1.1 一般</u> <u>-1. 本 14.2 節の規定は、国際航海に従事するコンテナ運搬船に適用する。</u> <u>-2. 船舶の安全、貨物及び人員の保護のためには、貨物が適切に固定されることが重要であり、特に支持構造と固縛用金物の強度を考慮する必要がある。そのため、次のコンテナ固縛設備の承認について規定する。</u> <u>(1) 固定式及び非固定式固縛用金物</u> <u>(2) 固定式固縛用金物の配置図</u> <u>(3) コンテナ支持構造物の図面（コンテナポスト、ハッチカバー、ラッシングブリッジ及びセルガイド（該当する場合））</u> <u>(4) 貨物安全アクセス図</u> <u>(5) コンテナ積付図及び固縛図</u> <u>(6) ラッシングソフトウェア</u>	鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 2-1 編 コンテナ運搬船 14 章 艤装 14.2 コンテナ固縛設備 （新規）	C7.1

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
14.2.2 固定式及び非固定式コンテナ固縛用金物 14.2.2.1 固定式及び非固定式コンテナ固縛用金物の試験証明書 コンテナの固縛に用いる固縛用金物（以下、特に規定する場合を除き、固定式固縛用金物及び非固定式固縛用金物を含む）は、L 編 9 章に従い発行された試験証明書又はこれと同等であると本会が認めた試験証明書が発行されたものでなければならない。 14.2.2.2 固定式及び非固定式コンテナ固縛用金物の図面 コンテナの固縛に用いる固縛用金物にあつては、L 編 9.1.5の規定に従い、寸法、材料、設計荷重及び製造者の表示を記載した図面を本会に提出し、承認を得なければならない。 14.2.2.3 固定式コンテナ固縛用金物の配置図 固定式固縛用金物の配置を詳細に記載した図面を本会に提出し、承認を得なければならない。配置図には、固定式固縛用金物が設置されるすべての範囲について、次を含めること。 (1) <u>コンテナファンデーション又はラッシングアイプレートなどの固定式固縛用金物の種類（なお、コンテナファンデーションとは、ツイストロッ</u>	14.2.1 コンテナ固縛用金物 14.2.1.1 コンテナの固縛に用いる固縛用金物（以下、特に規定する場合を除き、<u>非</u>固定式固縛用金物及び固定式固縛用金物を含む）は、L 編 9 章に従い発行された試験証明書又はこれと同等であると本会が認めた試験証明書が発行されたものでなければならない。 (新規) (新規)	C7.2 : L 編及び認定要領の要件で担保 C7.2.2 : Prototype Testing 認定要領の要件で担保 C7.2.3 : Production Testing L 編及びの要件で担保 C7.2.1 C7.2.4 Footnote 2

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>クファンデーション又はベースファンデーションと呼ぶ場合があり、ファンデーションはソケットと同じ意味で使用される)</u> <u>(2) 固縛用金物が配置された位置。船体構造物に対し明示された位置との相対的な位置関係を明示すること。</u> 14.2.3 コンテナ支持構造物 14.2.3.1 コンテナ支持構造物の図面 <u>-1. コンテナの積付け及び固縛を行うために必要な構造物の図面を本会に提出し、承認を得なければならない。</u> <u>-2. コンテナ支持構造物の図面は、構造解析のためのモデル作成が可能な程度に詳細なものでなければならない。</u> <u>-3. コンテナ支持構造物及びその構造物の支持部の構造を評価のため、関連するすべての設計荷重を示す図面を提供しなければならない。</u> <u>-4. コンテナの積付け及び固縛のための構造物は、次の構造物を含むものとする。</u> <u>(1) ハッチカバー</u> <u>(2) コンテナポスト (なお、コンテナポストとは、コンテナスタンション、コンテナスツール又はコンテナペデスタルと呼ぶ場合がある。)</u> <u>(3) ラッシングブリッジ</u> <u>(4) セルガイド</u>	(新規)	C7.3 Footnote 3

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>14.2.4 貨物安全アクセス図</u> <u>14.2.4.1 一般</u> <u>貨物安全アクセス図は、B 編附属書 1.2.2-2.貨物固縛マニュアルの準備のための指針に規定された要件に適合しなければならない。</u> <u>14.2.5 コンテナ積付図及び固縛図</u> <u>14.2.5.1 一般</u> <u>積付け及び固縛図を本会に提出し、14.2.5.2 及び14.2.5.3 に従い承認を得なければならない。</u> <u>14.2.5.2 コンテナ積付図</u> <u>コンテナ積付図には、その船舶への積載が設計されたコンテナの種類ごとに、少なくとも次の情報を含めなければならない。</u> (1) <u>冷凍コンテナを含むコンテナの甲板下及び甲板上の積付位置の縦断面図及び横断面図</u> (2) <u>異なる寸法のコンテナに対する代替的な積付けパターン</u> (3) <u>最大スタック重量</u> (4) <u>承認された船橋視界に対するスタックの最大高さ</u> (5) <u>最大公称コンテナ積載数</u> <u>14.2.5.3 コンテナ固縛図</u> <u>コンテナ固縛図には、別に規定する固縛計算を行うために必要なすべての情報が含まなければならない。コ</u>	(新規) (新規) (新規) (新規) (新規)	C7.4 C7.4 C7.5 C7.5 C7.5.1 C7.5.2 Footnote 4

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>ンテナ固縛図には、少なくとも次の情報を含まなければならない。</u> (1) 船舶識別番号や船の長さ、幅等の主要目の概要 (2) 喫水及び GM 等の関連する入力パラメータを含む積付状態の概要 (3) 公称コンテナ積載数を示した甲板下及び甲板上のコンテナ積付位置の縦断面図 (4) 最大スタック重量 (5) 許容荷重を含む固縛用金物の特性 (6) 甲板上及び倉内の各ベイにおけるコンテナ及び固縛金物の配置を示した図。本船への積載が認められているコンテナの種類ごとに、主な積付条件を示すこと (7) スタックの総重量及びスタック内の重量の配列 (8) 提示された積載条件下でコンテナを固縛するために必要な最小限の固縛用金物の数量 14.2.6 ラッシングソフトウェア 14.2.6.1 一般 <u>3.3 の規定に従いラッシングソフトウェアを船舶に搭載する場合、附属書 3.1 の要件に従い承認されたものでなければならない。</u>	(新規)	C7.6

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
2-2 編 ボックス型ばら積貨物船 (削除)	2-2 編 ボックス型ばら積貨物船 <u>14 章 艀装</u> <u>14.1 コンテナ固縛設備</u> <u>14.1.1 コンテナ固縛用金物</u> <u>14.1.1.1</u> コンテナの固縛に用いる固縛用金物は、<u>2-1 編 14.2.1.1</u> の規定によらなければならない。	C7 で適用が明確化されたため削る

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
2-5 編 一般貨物船，冷凍運搬船 (削除)	2-5 編 一般貨物船，冷凍運搬船 <u>14 章 艀装</u> <u>14.1 コンテナ固縛設備</u> <u>14.1.1 コンテナ固縛用金物</u> <u>14.1.1.1</u> コンテナの固縛に用いる固縛用金物は、2-1 編 14.2.1.1 の規定によらなければならない。	C7 で適用が明確化されたため削る

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装 23 章 艤装 23.4 コンテナ固縛設備 23.4.1 <u>一般</u> <u>国際航海に従事するコンテナ運搬船のコンテナ固縛設備は、C 編 2-1 編 14.2 の規定によらなければならない。</u>	鋼船規則 CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装 23 章 艤装 23.4 コンテナ固縛設備 23.4.1 <u>コンテナ固縛用金物</u> <u>コンテナの固縛に用いる固縛用金物は、C 編 2-1 編 14.2.1.1 の規定によらなければならない。</u>	UR C7 に規定する要件は C 編に取入れ, CS 編から準用する。
この改正は附則 A による		

新	旧	備考
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 2 編 艀装品 8 章 コンテナ固縛用金物の承認 8.2 承認申込手続き 8.2.2 添付資料 -1. 製造者は、申込書及び試験方案に加え、次に示す資料を添えて承認申込みをするものとする。 (1) 製造方法の概要 (2) 製造工場の品質管理体制 (3) 製品の種類、型式名と仕様書（安全使用荷重（以下、「<i>SWL</i>」という）、設計破断荷重及び耐力試験荷重を含む） (4) 構造図（材料、設計荷重、製造者の表示、寸法及び許容差を含む） (5) 使用材料に関する資料（試験証明書を含む） (6) 塗装及び防食に関する事項（該当する場合） (7) 製造者が定めるインストラクションマニュアル (8) 完全自動ツイストロックの場合、すみ金具に取り付けた際のツイストロック下部結合部の適切な位置、抜け落ち防止に関する機構及び自動ですみ金具から離脱する機構について記述した資料	船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 2 編 艀装品 8 章 コンテナ固縛用金物の承認 8.2 承認申込手続き 8.2.2 添付資料 -1. 製造者は、申込書及び試験方案に加え、次に示す資料を添えて承認申込みをするものとする。 (1) 製造方法の概要 (2) 製造工場の品質管理体制 (3) 製品の種類、型式名と仕様書（安全使用荷重（以下、「<i>SWL</i>」という）、設計破断荷重及び耐力試験荷重を含む） (4) 構造図（寸法及び許容差を含む） (5) 使用材料に関する資料（試験証明書を含む） (6) 塗装及び防食に関する事項（該当する場合） (7) 製造者が定めるインストラクションマニュアル (8) 完全自動ツイストロックの場合、すみ金具に取り付けた際のツイストロック下部結合部の適切な位置、抜け落ち防止に関する機構及び自動ですみ金具から離脱する機構について記述した資料	C7.2.1

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
(9) 他船級協会による承認証及び関連資料（取得している場合） (10) 製品検査の内容（寸法計測，耐力試験，機械試験及び非破壊検査を含む） (11) 溶接施工要領書及び技量証明書（製品の製造に溶接工程を含む場合） (12) 事業所承認規則と同等以上のもの又は <i>ISO 9000</i> シリーズの認証を既に受けている場合は，その証明書の写し (13) その他本会が必要と認める資料	(9) 他船級協会による承認証及び関連資料（取得している場合） (10) 製品検査の内容（寸法計測，耐力試験，機械試験及び非破壊検査を含む） (11) 溶接施工要領書及び技量証明書（製品の製造に溶接工程を含む場合） (12) 事業所承認規則と同等以上のもの又は <i>ISO 9000</i> シリーズの認証を既に受けている場合は，その証明書の写し (13) その他本会が必要と認める資料	
この改正は附則 B による		

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A		
1. この改正は、2025 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。 3. 全面改正された鋼船規則 C 編（2022 年 7 月 1 日 規則 第 61 号）及び同検査要領（2022 年 7 月 1 日 達第 46 号）前の鋼船規則 C 編及び同検査要領（以下、規則 旧 C 編及び検査要領 旧 C 編）が適用される船舶であって、この改正の施行日以降に建造契約*が行われたものにあつては、次に示す規定にこの改正を適用する。 規則 旧 C 編 32.15（新規） * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。		
IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)		
英文（正）	仮訳	
1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding. 2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided: (1) such alterations do not affect matters related to classification, or (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval. The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.	1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。 2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。 (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、 (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。 オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。	

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply. 4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder. Note: This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.	3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。 備考： 1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。	

附 則 B

1. この改正は、2025 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
 2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される固縛用金物については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder.
For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のた

「コンテナ固縛設備の承認」 新旧対照表

新	旧	備考
between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval. The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed. 3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply. 4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder. Note: This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.	めに図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。 オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。 3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1.及び 2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。 備考： 1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。	